

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

**TFG** ニュースレター

2019.6 No. 334

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 請求書等の保存方式改正について
- II. 地銀との付き合い方の見直しについて
- III. 中小企業のためのオススメ助成金

### [ 今月のトピックス ]

- ・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

## I. 請求書等の保存方式改正について

——免税事業者からの課税仕入れ等に影響があります！——

消費税は売上げの消費税額から仕入れや経費の消費税額を差引いて納付します。これを消費税法らしく表現すると、消費税の納付税額は課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を差引いて計算するということですが、この課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を差引くことが仕入税額控除です。しかし、仕入税額控除を行うには要件があります。それは課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等の両方を保存することです。

さて、ご承知の通り本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられますが、税率引き上げに伴い軽減税率制度も導入され、消費税率が標準税率10%と軽減税率8%が併存する複数税率制度になります。複数税率制度により、仕入税額控除の要件である帳簿及び請求書等の保存は変更を余儀なくされるのですが、それは消費税の申告や納税を行うための課税売上げと課税仕入れ等について、日々の取引を税率の異なるごとに区分経理された帳簿及び請求書等の保存が必要となることです。特に、請求書等の保存は、本年10月1日からその保存方式が二段階に分けて改正されます。第一段階は2019年（令和元年）10月1日から2023年（令和5年）9月30日までの区分記載請求書等保存方式への改正、第二段階は2023年（令和5年）10月1日からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）への改正です。これらの請求書等の保存方式改正により仕入税額控除の要件は厳格化されますが、この厳格化は消費税の納税義務が免除されている免税事業者からの課税仕入れ等で仕入税額控除はどうなるのかということです。以下、請求書等の保存方式改正は当ニュース本年4月号でも一部記載がありますが、重要テーマですので再掲します。

### ■区分記載請求書等保存方式において

区分記載請求書等が仕入税額控除のために保存すべき請求書等で、記載事項について従来の請求書等に

「軽減税率対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）」が加えられています。また、請求書等の発行者の要件もなく、免税事業者も発行可能です。したがって、現行制度と同様に免税事業者からの課税仕入れ等については、仕入税額控除の適用を受けることができます。

### ■適格請求書等保存方式において

適格請求書等が仕入税額控除のために保存すべき請求書等です。請求書等の記載事項は、区分記載請求書等に「登録番号」、「税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「消費税額等」が加えられ、また請求書等の発行者には要件があります。その要件は課税事業者であり、納税地を所轄する税務署に適格請求書発行事業者として登録を受けることです。したがって、免税事業者は適格請求書発行事業者として登録を受けることはできず、免税事業者からの課税仕入れ等については、仕入税額控除の適用を受けることはできません。この保存方式はまさに仕入税額控除の要件を厳格化させたものと考えられます。但し、一定期間はこの仕入税額控除の不適用について経過措置が設けられ、2023年（令和5年）10月から2026年（令和8年）9月までは仕入税額相当額の80%について、2026年（令和8年）10月から2029年（令和11年）9月までは仕入税額相当額の50%について仕入税額控除ができます。そして、2029年（令和11年）10月からはいよいよ仕入税額控除は完全に不適用となります。なお、この経過措置期間において経過措置を受けるための帳簿及び請求書等についても記載事項などで要件がありますので注意して下さい。

### ■適格請求書発行事業者への登録をするか、しないか・・・

免税事業者でも課税事業者となれば、適格請求書発行事業者として税務署に登録を受けることは可能ですが、登録を受けなければ適格請求書等を交付できないので取引先は仕入税額控除ができません。このことは免税事業者に心理的影響を与え、課税事業者となる決断に迫られるかもしれません。

今後、制度開始が近づくにつれて、その動向を注視する必要があると考えます。

## Ⅱ. 地銀との付き合い方の見直しについて

— 銀行との上手な付き合い方 —

近年はキャッシュレスの進展などによって銀行への来店客が減少しています。そのためメガバンクは店舗削減の方向で動いています。地銀がそれに追随していくことは想像に難くありません。店舗の減少は人員縮減につながり、地銀と顧客の接点が徐々に減って行くこととなります。それによって中小企業と銀行の信頼関係が弱まることになり、最終的には融資が受けにくくなりかねません。

地銀が経営スタンスについて転換の時期を迎えている中で、中小企業は地銀との付き合い方を見直さなければなりません。

## ■定期的な訪問と業況説明

これまでの地銀の渉外担当者は、中小企業や個人事業主のもとに定期的に訪問し、融資の提案や相談対応をしてきました。しかし、赤字の地銀が増えて合併・統合が進み、店舗や行員の縮減が行われると、行員は訪問したくてもできない状態になっていくと考えられます。

そうなった時に「銀行さんが来てくれなくなった」と愚痴をこぼしても、資金繰りに良い影響はありません。行員が来ないなら経営者側から訪問するしかないので、できる限り定期的に支店訪問するようにしましょう。毎月の訪問が理想ですが、最低でも3カ月に1回は訪問してください。

訪問時には直近の試算表を持参して業況を説明します。その際はポイントを3つ程度に絞り、A4用紙1枚にまとめて説明することをオススメします。特に融資申込みも兼ねた訪問なら、その要点をまとめた資料は銀行の稟議書に添付できます。

具体的に説明すべきことは、前に説明した時と比べて大きく動いた勘定科目です。大きく動かなかつたのであれば動かなかつた理由を説明しましょう。

面談時間は20～30分程度が一般的です。融資担当者だけでなく、支店長が直接対応してくれることもあります。

訪問日については、行員が比較的忙しい「五十日（ごとおび）」（5日、10日、15日、20日、25日、30日、月末）を避けるのが一般的です。ただし最近は金融機関に足を運ぶ人が減っているため、五十日の訪問でも問題なく対応できる金融機関は増えています。訪問を継続するには「毎月〇日は必ず行く」といった決め事を自分の中で持つておくようにしましょう。

経営者の中には「銀行からこちらに来るべき」と考えている人がいます。会社の業績が良好であればなおさら、そのような考えが浮かぶかもしれません。しかし行員が担当先を万遍なく訪問することは、以前と比べてかなり困難になっています。

四半世紀前の地銀の支店には、渉外担当が大抵5人程度は配置されていましたが、最近では3人程度に減員しているところがほとんどです。すなわち、1人当たりの業務量は単純に1.7倍となっているわけです。「働き方改革」で残業がしにくくなっていくなか、訪問活動や融資稟議書の作成などに時間を割くのが難しくなっているのです。

## ■「プチ経営計画」の発表会

「経営計画発表会」を開催する中小企業が増えているようです。経営計画発表会とは、年に1回、経営計画の内容を社内外に発表することを目的とした催しです。

自社の業績を踏まえた今後の目標値を参加者に伝え、また代表者が決意を表明し、成果を残した社員を表彰するといったことが行われます。一般的には平日に2～3時間かけて実施されることが多いようです。金融機関ごとに担当者が1～2人参加します。

いずれにしても、経営計画発表会より、定期的な支店訪問が優先です。発表会は日頃の情報発信の補完と捉えましょう。あるいは、定期訪問の時間がなかなかとれない会社であれば、発表会の場が少ない情報

発信の場になると思います。

## ■貢献度の判断基準の見直し

中小経営者にとって金融機関の貢献度を判断する指標はこれまで、「金利」や「融資額」、「融資判断のスピード」などでした。それらを踏まえてメインバンクを選び、取引を継続してきたのではないのでしょうか。特に無担保・無保証、低金利といった好条件の金融機関を高く評価し、取引をしてきたはずですが。しかし現在のように低金利での借入が可能になってくると、各金融機関が提示してくる金利はほぼ横並びで評価しにくいのが現状です。

だからこそ、経営者は地銀の貢献度について新たな基準を持つべきです。具体的には、新規取引先の紹介や自社へのコンサルティング、また新規事業への支援、金融資産の運用、事業承継支援に力を入れてくれる銀行こそ、貢献度が高いと言えます。

従来の銀行の3大業務と言えば、預金、融資、決済でした。また、保険や投資信託などの金融商品の販売に力を入れていた銀行も少なくありませんでした。

しかしそのようなビジネスモデルのままでは生き残りが難しいとされています。借り手側の企業が融資以外の支援業務を金融機関に求めていくことで、企業と地銀双方の生き残りに繋がっていくのではないのでしょうか。



## 金融庁情報コーナー

### ■改元を理由とする詐欺にご注意ください

昨今、全国銀行協会を装い、「元号の改元による銀行法改正について」と題する資料を同封した封書を郵送し、取引金融機関、口座番号、暗証番号等を記載させる詐欺の手口が確認されています。

#### 【確認された詐欺の具体的な手口】

全国銀行協会を装った封書を送りつけ、「元号の改元による銀行法の改正に伴い、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続が必要となります。同封の『キャッシュカード変更申込書』に取引銀行、口座番号、暗証番号を記載し、現在お使いのカードを返送してください」などと指示し、キャッシュカードをだまし取ろうとする。また、銀行協会に職員になりすまし「銀行協会職員の者ですが」などと電話で連絡してくる事例も散見されています

#### 【対策のポイント】

1. 電話の相手に名前、部署などを聞き、実在の人物かを確認する
2. 銀行協会職員や銀行員が暗証番号を尋ねることは一切ないことを知っておく
3. 訪問者にキャッシュカードや通帳を渡さない

## Ⅲ. 中小企業のためのオススメ助成金

### —受動喫煙防止対策助成金について—

2018年7月に健康増進法の一部が改正され、2020年4月からは飲食店等に限らず一般的な事業所においても、屋内原則禁煙となります。健康面では従業員へ全面禁煙を進められたら一番良いかもしれませんが、社内で喫煙できる場所を確保するには、喫煙所の設置が必要となります。受動喫煙防止対策助成金は、これから社内に喫煙室を設けようと検討している会社にオススメの助成金です。

対象事業主は中小企業の労災保険適用事業所で、事業所内に設置する喫煙室以外を禁煙とし、受動喫煙防止対策を実施するための一定基準を満たす喫煙室の設置に必要な経費に対して助成されます。「一定基準」とは喫煙室の設置や改修では、喫煙室の入口で、喫煙室内の入口で、喫煙室内に向かう風速が毎秒0.2m以上、喫煙室内での飲食は不可といった条件になります。屋外喫煙所や宿泊業・飲食店での設置では、別の要件がありますが、詳細は厚労省のHPで確認ください。以下も一般事業所の喫煙室設置に関する説明に限定します。

助成対象となる経費は、喫煙室の設置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などで、それらの経費の2分の1が助成され、上限額は100万円です。また、設置する喫煙室の平米当たりの上限額は、喫煙室設置・改修の場合で60万円です。例えば、事業所室内で4㎡の喫煙室を設置するなら、4㎡×60万円＝240万円までで、助成は2分の1で上限の100万円となります。手続きの流れは次のとおりです。

#### ■事前準備

まず、上で示したように喫煙室の広さ、経費等の要件に見合う内容で、喫煙室の設計を検討します。業者の選定においては2者以上の見積もりが必要になります。

#### ■交付申請書の提出

計画が決まったら、交付申請書に事業計画、必要書類を添付しそれぞれ2部（正・副）管轄の労働局に提出します。必要書類は、設置場所の写真や図面、換気装置仕様書、備品のカタログ、喫煙室の要件を満たす設計である説明書類などです。年度内に工事を完了し、翌年度4月10日までに次に説明する事業実施報告の提出が完了できることが必要ですので、年度の早い段階で計画を立てることをお勧めします。

書類が全部揃っているか等の形式的な審査の後、技術的な審査がされます。技術的審査では書類で不明な点があれば現地調査をされることもあります。審査期間は約1カ月程度かかり、その結果は、交付決定通知により通知されます。その後に、工事の発注をし、施工に入ります。

#### ■事業実績報告の提出

工事が完了し、経費の支払いが完了したら実績報告に必要な書類を添付し、2部（正・副）当局へ提出します。助成を受ける換気装置の写真も必要ですので、天井で塞がる場合は撮影を忘れないようにしてください。また、工事完了後、風速が毎秒0.2m以上であるか測定します。測定器は無料で貸し出しされますので、管轄の労働局に確認してください。要件である数字以上の結果が出ないと助成はされません。実績報告を提出すると、書類審査と現地調査が行われます交付額確定通通知後、支払請求書の提出により、助成金が交付されます。実績報告の提出期限は上記で説明のとおり、翌年度の4月10日までです。また、完了したら年度後の5年の間に実施状況報告書が労働局から求められます。



## 今月のブックマーク

5Gをご存知でしょうか？携帯電話が普及し始めて20年以上になります。当初は電話機能だけでしたが、やがては電話帳、メール機能、カメラ機能などが加わり、2010年頃にスマホが普及しました。これに伴い、データ通信分量も飛躍的に増え、従来の回線だと速度が遅いなどの不満が残ります。回線が5Gに対応すると、データ速度や容量も大幅に増え、よりスマホが便利なものになります。次世代通信のことを知るうえで、参考になるかと思えます。

「5GMF 第5世代移動通信システム「5G」とは？」

<https://5gmf.jp/about-5g/>

### TFG共栄会・戦略経営セミナーのご案内

10月1日から改正！

## 「改正消費税実務セミナー」

－ 軽減税率及びその他改正事項の解説！！－

講師：税理士 大谷 彰秀 先生

10月1日の消費税率10%の施行がいよいよ眼前に迫りました。今回は税率上げの他、税率8%の軽減税率制度の導入や請求書等の保存方法をはじめとする様々な改正をわかりやすく解説致します。

日 時：令和元年7月1日（月）

受付：午後2時30分より

午後3時00分～5時15分

会 場：コンファレンスプラザ大阪御堂筋 K2会議室  
（最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩3分）

会 費：無 料

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
**株式会社 東亜経営総研**

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース 編集担当 岸本 圭祐